

高島町 町内企業・小規模事業所 エネルギー高騰対策支援金事業のご案内

～国の重点支援地方交付金活用事業～

高島町では、エネルギー価格高騰等の影響により、エネルギー経費が増大し、経営に大きな影響を受けている町内企業及び小規模事業者に対して、影響緩和を図るとともに、事業の継続に向けた支援金を交付します。

1. 対象となる事業者

◎高島町に本社又は主たる工場がある大企業、中小企業者・小規模事業所、個人事業主 ※裏面の交付対象外業種は除く

2. 交付要件

◎令和7年5月から令和8年4月までの任意の1か月間における事業用に供したエネルギー経費*が、前年同月と比較して10%以上増加していること。

◎支援金の受給後も事業を継続する意思があること。

◎町税の滞納がないこと。

※エネルギー経費：ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気

3. 支援金の額

◎以下の(1)と(2)の合計額

(1)支援額

裏面の支援額及び(2)加算額の合計額

(2)加算額

申請日の時点において、山形県が認定を行う「やまがたスマイル企業」の認定を受けている場合、裏面の区分による支援金が加算

4. 申請受付期間

◎令和8年6月4日(木)から令和8年6月19日(金)まで

5. 申請方法

◎以下のいずれかの方法で申請してください。

(1)町商工観光課に持参

※混雑を避けるため、地区毎に受付日の指定をしています。

詳細は町HPをご覧ください。

(2) 以下のURLより

<<https://logoform.jp/form/Us5A/1543938>>

(3) 下の二次元コードより



【町HP】



6. 提出書類

- (1) 高島町町内企業小規模事業所エネルギー高騰対策支援金交付申請書
- (2) エネルギー経費（月別使用額）明細書
- (3) 経費の根拠となる書類（領収書等）
※税理士がエネルギー経費の明細等を確認している場合は不要
- (4) 直近の確定申告書の写し又は決算書の写し
- (5) 振込口座報告届及び通帳見開き1ページの写し
- (6) 「やまがたスマイル企業」の認定日と認定期間が分かる書類
※該当企業のみ

○交付対象外業種一覧（日本標準産業分類表）

1 大分類	A 農林・林業 B 漁業 J 金融業・保険業 P 医療・福祉 Q 複合サービス事業 S 公務
2 中分類	8 1 学校教育 9 3 政治・経済・文化団体 9 4 宗教

○支援額

従業員数の区分	支援額
1人	10,000円
2人～5人	20,000円
6人～9人	30,000円
10人～19人	50,000円
20人～29人	100,000円
30人～49人	150,000円
50人～99人	300,000円
100人～199人	500,000円
200人～299人	750,000円
300人～399人	1,000,000円
400人以上	2,000,000円

○加算額

区分	支援金加算額
スマイル企業	10,000円
ゴールドスマイル企業	30,000円
ダイヤモンドスマイル企業	50,000円

- 申請書の提出先／お問い合わせ先
高島町役場 商工観光課 商工振興係
電話：0238-52-2019（直通）